

## 理事長及び理事・監事・評議員の報酬及び費用弁償等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人博寿会理事長及び理事・監事・評議員の報酬及び費用弁償について定めたものである。

### (報酬額)

第2条 理事長及び理事・監事・評議員の報酬は地位にあることによって支給せず、法人の業務のため出勤した日数に応じて、次の額を支給する。  
ここでの1日とは、4時間以上の業務とし、半日とは4時間を満たない業務の場合とする。

一日 6,682 円 半日 3,341 円

### (費用弁償)

第3条 理事長及び理事・監事・評議員が法人業務を行うため発生した交通費は、下記のとおりとし、1キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

なお、法人業務の為旅行した場合は、社会福祉法人博寿会給与規程第5章旅費の規定を準用する。

#### ○さくら苑で行った会議についての交通費

和歌山市（又はその距離に準じる方）から 3,341 円

伊都・橋本から 1,113 円

#### ○その他法人業務を行うため発生した交通費

実費若しくは1キロメートルにつき 37 円

### 附 則

この規程は、平成16年6月26日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年1月1日から施行する。